

2006年3月9日  
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整  
に係るコンピュータ処理について（答申）

2006年3月2日付けで諮問（第176号）された防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

本市では、犯罪のない安全なまちへの対策を目的に平成16年度から防犯事業を重要事業として位置付け、防犯ブザーの無料貸し出し、防犯パトロール隊の全地区での結成などの様々な取り組みを行ってきたが、近年児童等をねらった凶悪な犯罪が多発しており、児童を含め、女性、老人などを犯罪から守る対策の構築が急務となっている。そこで、本市としては、GPS機能付き携帯電話を活用し、児童等が緊急時にSOS発信をすると保護者等に危険を知らせ、更にSOSを受信した保護者等からの依頼により地域ボランティアの力で児童等の安否確認・保護をするなどの助け合う仕組みや、各機関等から寄せられる不審者等の防犯情報を集約し、希望者へ一斉配信し注意を呼びかけ、犯罪を未然に防ぐ「携帯電話を活用した防犯対策システム」の構築を目指し、平成

18年4月1日からの実用化を予定するものである。

(2) 携帯電話を活用した防犯システムの概要について

ア SOSメール配信機能

犯罪に巻き込まれるなどの緊急時に、携帯電話から簡単な操作でSOSメールを保護者等へ送信する機能で、そのSOSメールを受信した保護者等が警察へ110番するとともに、地域の「かけつけ協力員」にHELPメールを送信し、応援を依頼することができるものである。

(ア) SOSメール発信者・SOSメール受信者登録について

- a SOSメール受信サービスを利用しようとする者は、事前に利用目的・利用範囲・情報の提供先を明記した利用規約に同意をしたうえで携帯電話・パソコンによりオンラインで登録する。
- b 利用登録は、SOSメールの受信をする者（SOS発信者1名につき保護者等で5名まで登録が可能）が行い、あわせてSOSメールの発信者（児童等）についても利用者登録を行うものであるが、発信者が15歳未満の者は利用規約によりSOSメールの受信及びHELPメールの送信者である親等が行い、15歳以上の者についてはSOSメールの発信者である本人が利用登録を行う。
- c 利用登録する際に、SOSメールの受信をする者（保護者等）は、氏名、住所、携帯電話番号、メールアドレスを登録し、SOSメールの発信者（児童等）は、氏名、携帯電話番号、メールアドレスを登録する。
- d 収集した個人情報の利用範囲は、SOSメールが発信されるとあらかじめ指定してある保護者等にSOSメールが送信され、SOSメール発信者の情報が表示され、当該メールの送信先一覧が表示される。また、SOSメール受信者がHELPメールを送信すると、かけつけ協力員に当該HELPメールが一斉送信され、SOS送信者とSOS受信者の情報が表示され、また、SOS受信者が入力したSOSメール発信者の特徴（年齢・服装等）特記事項等の情報が表示される。

(イ) かけつけ協力員について

SOS受信者（保護者等）がSOSメールを受信し、110番通報の後、更にHELPメールを送信すると、事前に登録してある地域のボランティアである「かけつけ協力員」が、現地にかけて安否確認・保護を行う。

- a かけつけ協力員に登録する者は、事前に利用目的・利用範囲・情報の提供先を明記した規約に同意したうえで、本人が登録申込書（紙）により登録を行う。
- b 登録する内容は、かけつけ協力員の氏名、住所、携帯電話番号、メールアドレスとする。

- c 収集した個人情報の利用範囲は、HELPメールを受信したかけつけ協力員が現地に向かうかどうかをHELPメール発信者にYES、NOで知らせるが、YES送信した場合はかけつけ協力員の氏名、メールアドレスが表示される。

#### イ 防犯機能配信

防犯情報（ちかん、ひったくり、空き巣ねらい、変質者、不審者情報等）を送信権限を有する「公共機関」、「関係団体」、「一般」に付与するものであり、各機関等から寄せられた防犯情報を事前に登録した者に一斉送信し、注意を呼びかける。また、「関係団体」、「一般」から寄せられた防犯情報については、その内容、信憑性などについて市民自治推進課で整理し、送信する。

#### (ア) 防犯情報発信者について

- a 公共機関 市民自治推進課、各市民センター、公民館、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年課  
藤沢警察署生活安全課、藤沢北警察署生活安全課
- b 関係団体 各地区防犯協会、防犯ボランティア団体、PTA等
- c 一般 市内在住・在学・在勤の個人（一般登録は2006年9月以降を予定）

#### (イ) 防犯情報発信者登録について

行政機関以外については、事前に利用目的・利用範囲を明記した利用規約に同意したうえで登録を行う。

- a 「関係団体」については、利用申込書（紙）で登録を行うが、任意団体であることから構成員が個人登録として、利用申込書に団体名、氏名、メールアドレス、携帯電話番号を登録する。「一般」については氏名、住所、メールアドレス、携帯電話番号を携帯電話およびパソコンによりオンラインで登録する。
- b 関係団体の発信情報の場合は発信元の団体名を表示、一般においては「一般」の表示がされ、氏名、メールアドレス等の個人情報が送信されることはない。また、附属情報としてGPS機能により当該防犯情報に基づく事件発生場所付近の地図情報を表示する。
- c 防犯情報の配信管理については関係団体及び一般から発信された防犯情報は、当該情報の管理者である市民自治推進課で確認のうえ、利用規約に違反し、個人を特定した情報や個人を誹謗中傷する情報は排除するなどの監視を行う。

#### (3) コンピュータ処理をする必要性及び安全対策について

##### ア 必要性について

本システムは、犯罪などの緊急時に事前に登録をした者にＳＯＳ情報を瞬時に配信し、また犯罪情報をリアルタイムに配信することにより、犯罪による被害を未然に防ぐことを目的とすることからコンピュータ処理する必要がある。

#### イ 安全対策について

(ア) 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録された情報は、ＳＳＬにより暗号化されてサーバーに送信されるため、セキュリティが確保される。

(イ) システム管理者である市民自治推進課は、操作者を限定し、ＩＤ及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

(ウ) サーバーの維持管理は、藤沢産業センターに委託して行うが、藤沢市個人情報の保護に関する条例に基づき委託契約書において個人情報の保護措置を講じさせる。

#### (エ) その他

登録により収集する個人情報は、藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守するとともに、本システムの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「藤沢市携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、利用者登録申込書及びオンラインで登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本システム利用の廃止を届け出た時点までとする。

#### (4) 実施時期について

２００６年４月１日以降

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

#### (1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関の説明によると、本システムは、犯罪などの緊急時に事前に登録した者にＳＯＳ情報を瞬時に配信し、また防犯情報をリアルタイムに配信することにより、犯罪による被害を未然に防ぐことを目的としたシステムであるということであり、防犯事業を推進していくためにコンピュータ処理をする必要性は認められる。

#### (2) 安全対策について

実施機関の説明によると、次のとおりの安全対策をとるということであり、安全対策上の措置が施されていると認められる。

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はＳＳＬにより暗号化されてサーバーに送信される。

- イ システム管理者である市民自治推進課は操作者を限定し、ID及びパスワードにより本人の確認を行ってセキュリティの確保に努める。
- ウ サーバーの維持管理は藤沢産業センターへ委託して行うが、藤沢市の個人情報の保護に関する条例に基づき業務委託契約書において個人情報の保護措置を講じさせる。
- エ 登録により収集する個人情報については「藤沢市の個人情報の保護に関する条例」を、本システムの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守して処理するほか、「藤沢市携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」を定め、利用者登録申込書及びオンラインで登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本システム利用の廃止を届け出た時点までとする。

以 上